

永平寺町過疎地域持続的発展計画 (案)

令和8年度から12年度

令和8年4月変更

福井県永平寺町

この計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、必要な事項を定める。対象地域は、永平寺町のうち上志比地区（旧上志比村の区域）とする。

【目次】

1	基本的な事項	
	(1) 永平寺町の概況	P4~P6
	自然的条件	
	歴史的条件	
	社会的条件	
	経済的條件	
	(2) 人口及び産業の推移と動向	P6~P10
	(3) 行財政の状況	P10~P13
	(4) 地域の持続的発展の基本方針	P14~P15
	(5) 地域の持続的発展のための基本目標	P15
	(6) 計画の達成状況に評価に関する事項	P16
	(7) 計画期間	P16
	(8) 公共施設等総合管理計画との整合	P16
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	P17~P18
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
3	産業の振興	P18~P22
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 産業振興促進事項	
	(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種	
	(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	
	(5) 公共施設等総合管理計画との整合	
4	地域における情報化	P22~P23
	(1) 現況と問題点	
	(2) その対策	
	(3) 計画	
	(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
5	交通施設の整備、交通手段の確保	P23~P25

(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
6 生活環境の整備	P25~P28
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進	P28~P31
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
8 医療の確保	P31~P32
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
9 教育の振興	P32~P34
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
10 集落の整備	P35
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
11 地域文化の振興	P35~P36
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	
(3) 計画	
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	
12 再生可能エネルギーの利用の促進	P37~P38
(1) 現況と問題点	
(2) その対策	

(3) 計画

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

1 基本的な事項

(1) 永平寺町の概況

(自然的条件)

本町は、福井県嶺北地方の中心に位置し、東西約 15.5 km、南北約 10.5 km の長さで、面積は、94.43 km² で福井県全体の 2.25% を有しています。町の周囲には、浄法寺山、大佛寺山、経ヶ岳、吉野ヶ岳（蔵王山）といった、500m から 1,000m 級の山々が連なっています。また、町の中央を、東から西に向かって志比地溝帯と呼ばれる地溝状地に県内最大の一級河川である九頭竜川が流れ、町西部を頂点とする扇状地が西方に向かって広がっています。その他にも、町内には一級河川である、荒川、永平寺川、犀川、河内川、南河内川があり、田畑を潤す重要な水系を形成しています。

気象については、高温多湿、降雪が多いという北陸特有の気象条件を示し、山間部では積雪量が 1m に達することもあります。

上志比地区は、本町の最東部に位置し、東側と北側を勝山市、西側を永平寺地区、南側を福井市と接しています。東西約 6 km、南北約 4.5 km の長さで、面積は 25.35 km² となっています。そのうち山林が 18.52 km² と 7 割以上を占め、林道や作業道の開削により、造林事業の杉や松などが主な植生となっています。

(歴史的条件)

九頭竜川が形成した扇状地をはじめ、恵まれた自然環境の中、本町には、古くから人類が生活していた痕跡が残されており、旧石器時代のナイフ形石器や縄文時代の住居跡などが発掘されています。また、弥生時代後期から古墳時代になると、丘陵上に多くの古墳が造られるようになり、平成 17 年に国指定史跡となった松岡古墳群（手繰ヶ城山古墳、石舟山古墳、鳥越山古墳、二本松山古墳）もそのひとつです。

平安時代末期には志比庄という大規模な荘園が広がりを見せ、鎌倉時代には、波多野義重公の拝請により道元禅師が京都から越前に移居され、最初の修行道場とした上志比地区の吉峰寺や永平寺地区の大本山永平寺が確立しました。さらに江戸時代になると、松平昌勝公が福井藩から 5 万石を分封され、「松岡町」の由来となる松岡藩が成立し、松岡地区は城下町として栄え、現在でも風情を残す町並みを見ることができます。

上志比地区の歴史も古く、縄文時代まで遡ります。市荒川天神台など 3 カ所で遺跡が発掘されています。近世になると、福井藩の農村部として発展し、住民数も増加しています。また、「暴れ川」「崩れ川」とも言われる九頭竜川もたびたび氾濫し、大きな被害をもたらしていましたが、寛永 13 年（1636 年）に小舟渡用水を完成させるなど、地域のひたむきな努力により、水害は減少していきました。

その後、明治 22 年に市町村制施行により、現在の「永平寺町」を構成する松岡村、五領ヶ島村、吉野村、志比谷村、下志比村、浄法寺村、鳴鹿村（一部）、上志比村が誕生しました。昭和 29 年には、志比谷村、下志比村、浄法寺村が合併して志比村が発足。昭和 30 年には、松岡町、五領ヶ島村、吉野村および志比村の一部（志比塚）が合併し、新たに「松岡町」が成立しました。さらに、昭和 35 年から 37 年にかけて、志比村に丸岡町の一部（鳴鹿山鹿）が編入され、「永平寺町」が形成されました。

（社会的条件）

本町は、東西に中部縦貫自動車道、国道 416 号、南北に北陸自動車道、国道 364 号が縦貫し、交通の要衝となっています。特に、中部縦貫自動車道については、平成 29 年の永平寺大野道路が全線開通（永平寺インターチェンジから上志比インターチェンジ）したことにより、飛躍的に利便性が高まりました。町内には、福井北ジャンクションインターチェンジ、松岡インターチェンジ、永平寺参道インターチェンジ、永平寺インターチェンジ、上志比インターチェンジの 5 カ所のインターチェンジがあり、今後の長野県松本市に至る中部縦貫自動車道の全線開通を控え、重要性はさらに高まることが予想されます。

また、地域交通の確保に向けた MaaS の積極的な取り組みを実施し、えちぜん鉄道勝山永平寺線、路線バス、コミュニティバス、近助タクシー、民間委託型のデマンド型乗合タクシーの組み合わせが地域の交通網を形成していることも特長となっています。第三セクターであるえちぜん鉄道勝山永平寺線は、京福電気鉄道越前本線を引き継ぎ、町内には、観音町駅、松岡駅、志比塚駅、永平寺口駅（京福電気鉄道時代は、東古市駅）、下志比駅、光明寺駅、轟駅、越前野中駅、山王駅、越前竹原駅、小舟渡駅があり、近隣市町への通勤通学をはじめ、観光の足としても活用されています。路線バス・コミュニティバスは主要駅（松岡駅、永平寺口駅、山王駅）からの二次交通として運行され、志比北・鳴鹿山鹿、志比南、吉野地区では近助タクシーが地域住民共助の身近な足として活用され、さらに上志比、御陵地区では民間委託型のデマンド型乗合タクシーが運行されています。

上志比地区には、中部縦貫自動車道の上志比インターチェンジが立地しているほか、えちぜん鉄道勝山永平寺線の越前野中駅、山王駅、越前竹原駅、小舟渡駅があり、近隣市町へのアクセスは良い環境にあります。

（経済的条件）

令和 3 年度経済センサスによると本町の基幹産業における雇用状況として、「大分類：教育、学習支援業」の従業者数が 1,565 人、「大分類：医療、福祉」の従業者数が 1,924 人となっており、本町全体の従業者数 7,893 人の 4 割以上

を占めています。また、「教育、学習支援業のうち学校教育」の従業者数が1,508人、「医療、福祉・医療業」の従業者数が1,309人と、上記2分類の従業者数で本町全体の従業者数の3割以上を占めています。これらの要因として、福井大学松岡キャンパス・医学部附属病院、福井県立大学永平寺キャンパスや各種専門学校の立地が考えられます。また、町内の事業所数では、「大分類：卸売業、小売業」が133事業所、「製造業」が116事業所となっています。さらに「製造業のうち繊維工業」が53事業所と製造業事業所数の約半数を占め、近隣市と比較しても、「製造業のうち繊維工業」の事業所の割合が高い特徴があります。

本町の農業は、田畑を合わせた耕地面積は約9.9km²、そのうち水田面積は約9.3km²で、7割が中山間地域に属しています。年間を通して雨量が多く、夏季は高温多湿、冬季は降雪・積雪という日本海側特有の気候状況であり、経営面積約0.03km²未満の小規模経営体を中心に稲作単一経営が大半を占めている特徴があります。農業産出額で見ると、7割以上が稲作によるものであり、残りが、野菜、いも類、麦類、雑穀となっています。転作作物として、小麦を中心に後作のそばや大豆、水田園芸作物として、たまねぎ、にんにく、スイートコーン、にんじんが栽培されています。

(2) 人口及び産業の推移と動向

・現在

本町の人口は、令和2年国勢調査人口によると、18,965人となっています。また、町内各地区別には、松岡地区10,927人、永平寺地区5,266人、上志比地区2,772人となっています。

・推移

昭和55年の本町の人口は、19,667人で、平成12年に21,182人を記録して以降については、減少傾向が続いています。平成12年までの増加傾向については、松岡地区や永平寺地区で実施された宅地開発の影響が大きく、若年者比率の増加傾向からも伺えます。

令和2年国勢調査人口は18,965人となり、平成12年調査と比較して2,217人減少するなど減少傾向が顕著となっています。こうした状況の主な要因は、出生率の低下、若者世代の進学や就職による転出超過などであり、対策として、子どもを産み育てやすい環境の整備を行い、出産・子育て世代の転出を抑制し、若者世代の就職先として企業誘致を行うほか、町内企業の魅力や移住支援策を周知するなど、転入しやすい環境整備に取り組んできました。その結果、近年は施策展開の効果により、転入転出の均衡を維持するまでになっています。

年	昭和 55 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
永平寺町人口 総数	19,667 人 (19,667 人)	20,183 人 (20,183 人)	21,182 人 (21,182 人)	20,764 人 (20,701 人)
0～14 歳	4,412 人	3,116 人	3,160 人	2,964 人
15～64 歳	12,839 人	13,351 人	13,653 人	13,010 人
うち 15～ 29 歳	3,925 人	4,459 人	4,729 人	4,072 人
65 歳以上	2,416 人	3,716 人	4,369 人	4,727 人
若年者比率	20.0%	22.1%	22.3%	19.7%
高齢者比率	12.3%	18.4%	20.6%	22.8%

年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
永平寺町人口 総数	20,647 人 (20,514 人)	19,883 人 (19,717 人)	18,965 人 (18,615 人)
0～14 歳	2,730 人	2,437 人	2,127 人
15～64 歳	12,745 人	11,867 人	10,848 人
うち 15～ 29 歳	3,872 人	3,726 人	3,334 人
65 歳以上	5,039 人	5,413 人	5,640 人
若年者比率	18.9%	18.9%	17.9%
高齢者比率	24.6%	27.5%	30.3%

※永平寺町人口総数の（ ）人数は年齢不詳を除いた数

※若年者比率：総人口（年齢不詳を除く）に占める 15～29 歳人口の比率

※高齢者比率：総人口（年齢不詳を除く）に占める 65 歳以上人口の比率

うち、上志比地区の人口については、

年	昭和 55 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
上志比地区 人口総数	3,765 人 (3,765 人)	3,654 人 (3,654 人)	3,611 人 (3,611 人)	3,414 人 (3,414 人)
0～14 歳	824 人	614 人	528 人	458 人
15～64 歳	2,488 人	2,303 人	2,212 人	1,997 人
うち 15～ 29 歳	771 人	663 人	617 人	482 人
65 歳以上	453 人	737 人	871 人	959 人
若年者比率	20.5%	18.1%	17.1%	14.1%
高齢者比率	12.0%	20.2%	24.1%	28.1%

年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
上志比地区 人口総数	3,301 人 (3,293 人)	3,003 人 (3,003 人)	2,772 人 (2,769 人)
0～14 歳	370 人	302 人	255 人
15～64 歳	1,906 人	1,638 人	1,390 人
うち 15～ 29 歳	454 人	367 人	304 人
65 歳以上	1,017 人	1,063 人	1,124 人
若年者比率	13.8%	12.2%	11.0%
高齢者比率	30.9%	35.4%	40.6%

※永平寺町人口総数の（ ）人数は年齢不詳を除いた数

※若年者比率：総人口（年齢不詳を除く）に占める 15～29 歳人口の比率

※高齢者比率：総人口（年齢不詳を除く）に占める 65 歳以上人口の比率

という推移となっています。

産業別人口の動向 (永平寺町)

区分	昭和 55 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,674	-	11,223	5.1%	11,145	△0.7%
第一次産業 就業人口比率	1,133	-	714	△37.0%	410	△42.6%
第二次産業 就業人口比率	4,776	-	4,183	△12.4%	3,731	△10.8%
第三次産業 就業人口比率	4,762	-	6,322	32.8%	6,998	10.7%

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	10,736	△3.7%	10,447	△2.7%	10,414	△0.3%	9,955	△4.4%
第一次産業 就業人口比率	428	4.4%	302	△29.4%	358	18.5%	295	△17.6%
第二次産業 就業人口比率	3,297	△11.6%	2,735	△17.0%	2,734	△0.0%	2,611	△4.5%
第三次産業 就業人口比率	6,961	△0.5%	7,033	1.0%	7,064	0.4%	6,877	△2.6%

※第一次～第三次産業実数は分類不能の産業の人数を除く。

(上志比地区)

区分	昭和 55 年		平成 7 年		平成 12 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	2,166	-	2,044	△5.6%	1,895	△7.3%
第一次産業 就業人口比率	264	-	230	△12.9%	97	△57.8%
第二次産業 就業人口比率	1,001	-	820	△18.1%	747	△8.9%
第三次産業 就業人口比率	901	-	993	10.2%	1,050	5.7%

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	1,785	△5.8%	1,626	△8.9%	1,555	△4.4%	1,440	△7.4%
第一次産業 就業人口比率	103	6.2%	67	△35.0%	106	58.2%	80	△24.5%
第二次産業 就業人口比率	607	△18.7%	481	△20.8%	430	△10.6%	405	△5.8%
第三次産業 就業人口比率	1,075	2.4%	1,040	△3.3%	1,000	△3.8%	925	△7.5%

令和 7 年 3 月に策定した、永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略では、出生率の向上を目指しつつ、若い世代の転出抑制を重要な戦略目標とし、目指す将来の方向性を示しています。

2040 年に、合計特殊出生率 1.4 を目指す。

2040 年に、20 歳代の転出超過率を 25%減少させることを目指す。

2060 年に、13,800 人程度の人口の維持を目指す。

(3) 行財政の状況

・行財政の状況

(行政)

平成 18 年 2 月 13 日に、松岡町、永平寺町、上志比村が合併して、新たな永平寺町が誕生し、このことに伴い、松岡地区に本庁を、永平寺地区と上志比地区には支所を置き、引き続き行政サービスを実施してきました。

他自治体との広域行政では、あわら市や坂井市と構成する福井坂井地区広域市町村圏事務組合、坂井市と構成する五領川公共下水道事務組合、勝山市と構成する勝山・永平寺衛生管理組合で行政サービスを担っています。

(財政)

財政面については、本町においても、少子高齢化や生産年齢人口の減少による町税の減収、公債費や社会保障の充実による義務的経費の増加をはじめ、老朽化する公共施設の維持補修費の増加も見込まれます。このことから、更なる行財政改革を迅速かつ強力に推進し、足腰の強い、持続可能な体制を構築していくことが必要不可欠です。

本町では、平成 18 年に「永平寺町行政改革大綱」を策定して以来、第 4 次にわたる改革に取り組んできました。

第 1 次行政改革（平成 18～平成 22 年度）、第 2 次行政改革（平成 23～平成 27 年度）では、職員定数削減を中心に、補助金の見直し、事務事業評価による事業の削減等に取り組み、第 3 次行財政改革（平成 28～令和 2 年度）では、歳出削減を中心としながらも、住民の満足度の向上のための「質の改革」も掲げ、「情報発信の促進と協働の推進」、「組織力の強化と人材育成」、「効率的な行政運営の確立」、「財政基盤の強化」を推進し、国・県補助金の積極的な活用や合併特例債などの普通交付税算定に有利な地方債の活用、経常経費の圧縮も含め、財政健全化に努めてきたところです。

令和 3 年度から令和 7 年度までの第 4 次行財政改革大綱においても、「質の高い行政サービスの提供と持続可能で安定的な行財政運営」を基本理念に掲げ、町民目線や協働、スピード感とコスト意識、成果重視の視点から、一層の行財政改革を推進してきました。

令和 8 年度以降についても、これらの取組を継承・発展させ、人口減少下においても持続可能な財政運営の確立を視野に入れ、第 5 次行財政改革大綱を策定し、改革を進めていきます。

また、平成 29 年 3 月に策定した「永平寺町公共施設等総合管理計画」に基づき、維持管理や改修、建替え等について、財政状況等を勘案しながら、財政負担の軽減と平準化を図ります。（※各個別施設計画の内容を踏まえ、令和 7 年 3 月改訂）

（単位：千円）

区分	平成 18 年度	平成 22 年度	平成 27 年度
歳入総額 A	8,876,935	9,734,280	10,683,581
一般財源	6,104,709	6,327,934	6,683,168
国庫支出金	529,729	920,581	719,965
県支出金	542,444	816,973	688,638
地方債	549,900	685,000	1,685,000
その他	1,150,153	983,792	906,810
歳出総額 B	8,526,059	9,303,122	10,302,070
義務的経費	3,936,771	3,862,510	3,634,505
投資的経費	1,089,549	1,628,802	2,282,285
うち普通建設事業	1,055,630	1,628,802	2,282,285
その他	3,499,739	3,811,810	4,385,280
歳入歳出差引額 C (A-B)	350,876	431,158	381,511
翌年度へ繰越すべき財源 D	9,993	35,551	62,913
実質収支	340,883	395,607	318,598
財政力指数	0.389	0.440	0.420
公債費負担比率 (%)	17.0	12.6	10.8
実質公債費比率 (%)	19.0	14.5	11.2
起債制限比率 (3 ヶ年平均、%)	10.8	—	—
経常収支比率 (%)	88.4	79.3	85.3
将来負担比率 (%)	148.1	88.5	25.4
地方債現在高	9,692,787	8,151,072	8,617,622

区分	令和元年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額 A	8,898,228	11,808,346	11,375,273
一般財源	6,450,814	6,708,206	7,289,844
国庫支出金	599,561	3,000,523	1,216,679
県支出金	613,014	599,719	750,054
地方債	579,000	690,200	553,300
その他	655,839	1,221,270	1,565,396
歳出総額 B	8,624,219	11,315,282	10,829,558
義務的経費	3,593,312	3,903,887	4,308,804
投資的経費	1,156,930	854,054	1,041,494
うち普通建設事業	1,156,930	851,361	930,687
その他	3,873,977	6,557,341	5,479,260
歳入歳出差引額 C (A-B)	274,009	493,064	545,715
翌年度へ繰越すべき財源 D	51,629	193,370	32,329
実質収支	222,380	299,694	513,386
財政力指数	0.400	0.390	0.370
公債費負担比率 (%)	11.5	10.8	11.5
実質公債費比率 (%)	7.5	7.7	7.2
起債制限比率 (3ヵ年平均、%)	—	—	—
経常収支比率 (%)	95.6	97.1	96.4
将来負担比率 (%)	9.1	1.4	—
地方債現在高	9,121,675	8,986,416	7,653,005

※上記区分については、地方財政状況調（総務省自治財政局財務調査課）の記載要領による。実質公債費率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

主要公共施設の整備状況（永平寺町）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
町道						
延長	—	—	—	202,612m	217,829m	220,626m
改良率	—	—	—	77.5%	77.1%	76.2%
舗装率	—	—	—	98.3%	98.9%	96.8%
農道						
延長	—	—	79,391m	82,195m	103,428m	106,911m
林道						
延長	52,239m	65,910m	87,570m	93,020m	92,947m	93,020m
林野 1ha 当たり の林道延長	(6,920ha) 7.6m	(6,920ha) 9.5m	(6,899ha) 12.7m	(6,884ha) 13.5m	(6,824ha) 13.6m	(6,865ha) 13.5m
水道普及率	—	—	—	98.7%	99.6%	99.8%
水洗化率	—	—	—	93.5%	96.1%	99.2%
人口千人当たり 病院、診療所病床数	—	—	26.4	27.1	29.2	34.2

主要公共施設の整備状況（上志比地区）

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末	令和 6 年度末
町道						
延長	—	—	—	56,428m	55,321m	31,155m
改良率	—	—	—	93.0%	94.1%	87.5%
舗装率	—	—	—	97.5%	98.7%	96.3%
農道						
延長	—	—	3,083m	3,792m	26,053m	29,308m
林道						
延長	11,645m	19,919m	27,096m	28,980m	28,869m	28,980m
林野 1ha 当たり の林道延長	(1,850ha) 6.3m	(1,854ha) 10.7m	(1,852ha) 14.6m	—	—	—
水道普及率	—	—	—	98.4%	99.1%	99.2%
水洗化率	—	—	—	94.8%	98.1%	98.9%
人口千人当たり 病院、診療所病床数	0	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、令和8年度までを計画期間としている第二次永平寺町総合振興計画、令和11年度までを計画期間としている永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略を策定していることから、上志比地区における持続的発展の基本方針についても総合振興計画、総合戦略との整合性を図り、「めぐる感動 心つながる清流のまち えいへいじ」をまちの将来像とします。

この将来像を実現するために、下記の7項目を基本方針とし、各種施策の展開を図っていきます。

1 豊かな人間性と文化を育む、ゆとりに満ちたひとづくり

地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援するとともに、学校、家庭、地域が一体となった教育力の向上を図り、豊かな人間性を育む子育て支援の推進を目指します。

町民が生涯を通じて学びやスポーツ活動の機会を得ることで一人ひとりの潜在能力を伸ばし、その成果を適切に活かすことができるまちづくりを進めます。

また、本町の豊かな自然環境や先人達が培ってきた地域の文化を大切に保全し、次世代へ継承していきます。

2 健康でこころがふれあうやさしいまちづくり

町民誰もが生涯にわたり元気で、心穏やかに住み慣れた地域で暮らすことができるまちづくりを目指します。

お互いに支えあえる環境を目指すとともに、高齢者や障害者など支援を必要としている人に適切なサービスを効果的に提供することができる体制の充実を図ります。また、町民が自身の健康について考え、健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境づくりを進めます。

3 安心して安全に暮らせるまちづくり

災害に備え、事故や犯罪の起きにくい地域づくりに、町民と行政などがまちぐるみで取り組み、暮らしに不安のない、住みよい環境を目指します。

先人によって守られてきた豊かな自然環境を後世に引き継ぎ、また、快適な住環境を確保するため、町民一人ひとりが環境保全や美化に対する意識を高めながら、行政、町民、事業者、関係団体などが協働して環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

4 地域の価値を高め、賑わいのあるまちづくり

交通ネットワークの整備により高まる立地条件、地域資源、地域性を最大限に

生かしながら、企業誘致や新たな産業の育成を進めます。

観光、農林水産業、商工業などの連携した振興により、経済活動が町内で循環するように地域産業の活性化を図るとともに、幅広い世代に対応した新たな就業機会を創出し、賑わいのあるまちづくりを目指します。

5 快適でうるおいのある美しいまちづくり

町民が快適に暮らすことができるように、公園・緑地の整備や多様なライフスタイルに応じた居住環境への支援、美しく親しめる水環境の実現に努め、うるおいのある快適なまちづくりを目指します。

道路と公共交通網は、周辺市町とのネットワーク化を進め、町内の往来に利便性の高いまちづくりを目指します。

6 新しいつながり・絆でひらく、連携と協働のまちづくり

町民の主体性を尊重し、町民と行政が相互の信頼と理解に基づいた協働のまちづくりを目指します。

誰もが地域社会の一員として、人と人のつながりを持ち、地域の様々なコミュニティ活動や交流活動を通じて、多様な価値観や異なる文化への理解を促進し、互いに尊重しあえるまちづくりを目指します。

7 健全な財政運営に向けて

限られた財源の中で効率的かつ効果的な行財政運営を推進していくため、事務事業の見直しや公共施設の更新、統廃合、長寿命化などの行財政改革を強く押し進め、町民ニーズを的確に捉えながら、町民と行政がともに歩み健全で自立したまちづくりを目指します。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

永平寺町人口ビジョンに基づき、令和12年人口を以下のとおりとすることを目標とします。

目標指標	基準値 (令和2年)	目標値 (令和12年)
人口(町全体)	18,965人	17,541人
人口(上志比地区)	2,772人	2,428人

※基準値は令和2年国勢調査結果から、町全体目標値は永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略 人口ビジョンからそれぞれ引用し、上志比地区目標値は推計。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況については、過疎対策の実効性を高めるため、目標指数の達成状況を把握するなど進捗管理を行い、達成状況の評価は、永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会で実施することとします。

永平寺町まち・ひと・しごと創生総合戦略検証委員会は、産学官金労言の各分野の委員で構成され、本町の総合的な振興・発展を図る「永平寺町総合振興計画」の方向性に基づき、人口問題を切り口に政策分野を整理し、より効果的な取組みを推進する、「永平寺町デジタル田園都市構想総合戦略」を毎年検証しています。

(7) 計画期間

計画期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画では、現状の社会情勢や、将来を見据えた財政見通し、行政サービスの高度化等に対応するために、町が保有する公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めることを目的として、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」を基本姿勢として、公共施設等マネジメントを推進していくこととしています。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

<移住・定住、地域交流、人材育成関連の現況>

・これまでも移住・定住対策として移住者の定住推進を目的とした補助金の創設、移住促進のための小規模宅地開発、また、それらの事業を効果的に発信してきました。

・上記の事業を展開してきた結果、移住者の増加には一定の効果が見られ、社会動態による人口増減数は令和2年度、令和4年度にプラスに転じています。

<移住・定住、地域交流、人材育成関連の問題点>

・町内の人口減少自体は進行しており、地区間における人口増減数に不均衡が生じるなどの問題も発生しています。

・人口減少が著しい地区においては、消費市場の縮小や人材不足による町内経済への悪影響はもとより、地域コミュニティ意識の希薄化など地域の活力衰退にも繋がりがかねない状況となっています。

(2) その対策

<移住・定住、地域交流、人材育成関連の対策>

・主に都市部からの移住者増加を目的としてこれまで行ってきた小規模宅地開発を進め、若年世帯が取得しやすい単価での宅地提供に努めていきます。

・地域づくりを推進するため、地域間はもとより町内外を問わず人の交流を一層進めていきます。

・町内にある6つの小学校及び3つの中学校において、地域特色を活かした学力向上のための教育活動を実践しつつ、住民をコーディネーターとして迎え、様々な体験や地域の歴史学習等に取り組むなど、ふるさとに誇りや愛着を持ち新たな活力を生み出す将来の人材育成を進めます。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業			
	移住・定住	・地域おこし協力隊事業 ・宅地開発事業 ・移住定住促進事業 ・住宅支援事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	地域間交流	・地域づくり推進事業	永平寺町	
	人材育成	・地域と進める体験推進事業 ・特色ある学校づくり推進事業	永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

<農林水産業関連の現況>

・高齢化の進行により担い手等の不足が顕在化している一方で若い方で農業に従事したいという方の声も増加しています。近年は米価の変動も激しく、経営規模拡大が限界を迎えつつある本町の担い手等は逼迫した経営状況となっています。

・町内の伐採適齢期を迎える森林面積は、人工林総面積の半数を超える状況となっていますが、所有者の林業への関心低下等により維持管理が行われず、境界が不明確になるなど荒廃化が進んでいます。

・電気柵の普及と追い払い活動などの取り組みによって、イノシシやサルによる鳥獣害防止は一定の効果을上げていますが、シカによる鳥獣害も徐々に増えています。

・九頭竜川の資源確保のため、鮎やサクラマス等の稚魚放流が毎年行われており、九頭竜川中部漁協の中間育成施設にて放流する稚魚の生産が行われています。

<商工業関連の現況>

・本町の主要産業は製造業、卸・小売業、土木・建設業であり、福井県全体の産業構造構成とほぼ同様となっています。また、そのほとんどが中小規模の事業者であり、人材不足や後継者問題を抱えていることも多く、機器導入に係る初期費用や運用面でのコスト増によりデジタル化への取り組みも進んでいません。

・北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の開通を 100 年に一度の好機と捉え、地域産業の振興や新たな産業創出に向けた期待を持っています。その一環として、磨き上げた地域産品を永平寺町ブランド「SHOJIN」として認定し、広く情報発信することで他者との差別化を進めています。

・道の駅「禅の里」において定期的にイベントを開催し、地元産品の提供や情報発信を広く行い、県内外を含めて交流人口の拡大に寄与しています。

<観光関連の現況>

・北陸新幹線の福井・敦賀開業や中部縦貫自動車道の開通を機に、観光振興の機運も高まり、永平寺門前地区をはじめとする観光誘客に向けたハード整備の他、観光ホームページや観光パンフレットを刷新する他、デジタル観光マップを整備する等ソフト事業も展開しています。

・滞在型の禅ワーケーションを通して、歴史・文化をはじめとする魅力ある観光コンテンツを体験する機会を提供しています。

・行政と観光関連団体や民間事業者が協働で観光プログラムの開発等観光誘客に向けて取り組んでいます。また、近隣市町との連携を深め、観光資源の結び付けやインバウンド事業も広域的に実施しています。

<農林水産業関連の問題点>

・農業者の高齢者対策として、スマート農業等の省力化、新たな担い手の育成や集落を超えた広域化の推進が必要となっています。また、従来の地域振興作物のほかに新たな園芸作物や農産物のブランド化等市場ニーズに即した作物の生産振興が必要です。

・上志比地区は特に農家数減少が顕著であり、小規模な担い手への依存率が高いことから、担い手の再編や農作業の効率化など、少ない人数で効率の良い農業への転換を検討する必要があります。

・近年の国産材への注目を好機と捉え、安定した町産材供給と山林所得の確立を図る必要があります。また、環境整備として林道整備等作業箇所へのアクセス条件を向上する必要があります。

・遊漁者数確保のため、九頭竜川のイメージアップや新たな遊漁者の確保に向けた取組を支援する必要があります。

<商工業関連の問題点>

・スマートフォン等を介しての決済を可能とした消費喚起事業に取り組むためにも事業者のキャッシュレス化は必須であり、中小規模事業者が機器更新に取り組めるようコスト面での問題を解決する必要があります。

・高齢化や深刻な人手不足・人材不足が進む事業者の現状を十分に把握し、ビジネスマッチング等による事業承継等の的確な支援、アフターコロナ等の社会情勢を見据えた新たな事業活動や製品開発に取り組む支援を実施していく必要があります。

・交通の利便性向上に伴い地域間での連携を強化し、生産性を向上させる一方で、地域産品をさらに磨き上げブランド化を確立するとともに、情報発信及び販路拡大にも取り組む必要があります。

・近年の、資材、原材料、電気料等エネルギー等価格高騰の影響を受けている、中小規模事業者への支援を実施していく必要があります。

<観光関連の問題点>

・新幹線開業等による観光誘客の機会が一過性のブームで終わらぬよう、観光関連団体をはじめ住民一丸となって持続性のある関係人口拡大を図る必要があります。永平寺門前地区をはじめ町全体が観光消費の実現に向けて、通過型観光から滞在型観光を可能とする観光コンテンツを造成し、広く発信することが必要です。

・町内における宿泊施設が少ないことから地域体験ワーケーションや滞在型観光プログラムがより拡充できるよう、多様なニーズに応えられる環境整備が必要です。また、「えい坊館」の活用方法を見直し、住民及び観光客にも広く利用してもらえるよう魅力向上を図る必要があります。

・周遊・滞在型観光の事業実施にあたり、連携する市町主要駅等からの二次交通の充実やス

ムーズな乗り換えが可能となるよう、広域的に連携を図る必要があります。

(2) その対策

<農林水産業関連の対策>

・様々な要因により逼迫を受ける農業経営に対して、町産農産物のブランド化やスマート農業機械の導入支援、営農環境整備等を行い、農業の省力化を推進するとともに、担い手等が協働して経営参画し、営農継続できるよう支援を行います。

・山林に対する関心を誘導するため、森林経営管理制度に基づく意向調査を活用し林業の成長産業化と適切な森林整備を推進します。

・鮎、サクラマス等の稚魚を放流し九頭竜川の資源確保を図る一方で、鮎釣り大会の開催等を支援し、町内外へのPRを図ることで内水面漁業の振興を進めます。

<商工業関連の対策>

・町商工会と連携し、創業サポート、空き家空き店舗の利活用、デジタル化の推進等きめ細かな支援を行うとともに、事業資金を低利で融資し利子及び保証料の一部を補給することで中小規模事業者の経営安定化を進めます。

・後継者問題を抱える事業者に対して、専門家により進めやすい事業承継等のセミナー開催、幅広いビジネスマッチングの機会を提供し、円滑な事業承継が行えるようサポートします。

・町内の地域資源を活用した新たな製品開発を行う事業者を支援し、道の駅「禅の里」における製品の提供や情報発信を併せて行うことで、雇用創出はもとより地域経済の活性化を図ります。また、既にブランド化された地域産品はSNS等での情報発信をより強め、関係団体と連携して販路拡大も進めます。

・資材、原材料、電気料等エネルギー等価格高騰の影響を受けている、中小規模事業者への支援を町商工会と連携し適宜、適切に実施します。

<観光関連の対策>

・「禅」に代表される精神文化、地域独自の歴史文化、その他にも豊かな自然が生み出す川の恵みや農産物等魅力的な観光コンテンツの磨き上げを行うとともに、町全体のブランディングを行い、効果的な情報発信等をさらに進めていきます。

・地域の観光、歴史、文化、産業等の資源を活用した滞在型の禅ワーケーションのための体験メニューの磨き上げや町内での宿泊に対応できる環境整備の推進を行い、企業から選ばれるワーケーション候補地として誘致を積極的に行うほか、「ZENTABI スポーツツーリズム」の実装等旅行者のニーズに応えられる観光プログラムの構築を図ります。

・インバウンドを含めた周遊・滞在型観光推進として、連携する市町とそれぞれの観光資源が有効に結びつくよう二次交通を含めた体制整備の検討を進めていきます。また、旅行者のニーズを満たすツアー企画、商品開発及び効果的なプロモーションを実施していきます。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
農 林 水 産 業、商工業、 情報通信産 業その他の 産業の振興 及び観光の 開発	(1)基盤整備			
	農業	・土地改良事業	永平寺町	
	林業	・林道改修事業	永平寺町	
	(4)地場産業の振興			
	流通販売施設	・道の駅禅の里施設改修事業	永平寺町	
	(9)観光又はレクリエーション	・永平寺温泉禅の里改修事業	永平寺町	
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策事業 ・米需給調整円滑化推進事業 ・農業振興事業 ・担い手育成事業 ・中山間地域等直接支払制度事業 ・中山間農業集落支援事業 ・林業振興事業 ・水産振興事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	商工業・6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・労働・雇用対策事業 ・経済産業活性化事業 ・創業支援、事業継承サポート事業 ・空き家空き店舗を活用した創業支援事業 ・商工会運営補助事業 ・上志比職人組合補助事業 ・チャレンジ企業支援事業 ・町内事業者利子補給事業 ・道の駅運営管理事業 ・地域産品ブランド化促進事業 ・ブランド戦略推進委員会補助事業 ・永平寺町繊維協会補助事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体 団体 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体	

	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報発信事業 ・観光物産協会運営補助事業 ・イベント補助事業 ・観光パンフレット作成事業 ・観光ボランティア活動補助事業 ・地域資源活用補助事業 ・禅文化のまちづくり、域内連携事業 ・周遊滞在型観光推進事業 ・永平寺町魅力情報発信施設えい坊館運営管理事業 ・観光賑わい創出事業補助事業 	永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町	
	企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致促進事業 	永平寺町	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興 促進区域	業種	計画期間	備考
上志比地区全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)、(3)のとおり

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

<情報化関連の現況>

・全町に光ファイバーケーブルが敷設され、住民がデジタル技術を活用できる素地にあります。行政からの情報発信やデジタル技術を活用したサービスの提供を促進するため、公共施設等16箇所にWi-Fiを整備しました。また公共施設について、R7年度よりネット予約の運用を開始します。

<情報化関連の問題点>

・スマートフォンに代表されるモバイル端末の使用に抵抗感を持ちやすい高齢者世代の方々にデジタル関連サービスを浸透させていくのが課題となります。特に、スマートフォンを所有していない、所有してはいても機能を使いこなせていないという住民へのアプローチを工夫する必要があります。

(2) その対策

<情報化関連の対策>

・住民がデジタル機器に慣れ親しみ、デジタルサービスを使いこなせるように、各種セミナーやスマートフォン教室を開催します。また、キャッシュレス決済、SNS 利用に関する講座など生活や趣味に直結した内容をテーマとして受講者を増やしていきます。

・町民が活用する具体的なデジタルサービスとしては、町の公式 LINE や町施設のネット予約サービスを想定しています。町公式 LINE は町からの迅速な連絡手段として、施設ネット予約サービスは住民の利便性向上の手段としてそれぞれ利活用を進めていき、町民にデジタルサービスのメリットを感じて頂きます。

(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
情報化に 関する事項	(2)過疎地域持続的 発展特別事業			
	情報化	・行政チャンネル放送事業	永平寺町	
	デジタル技術活用	・庁内ネットワーク事業 ・福井県電子申請事業 ・情報推進事務所経費 ・学校情報機器整備事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、施設の新設等が必要な場合は公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

<道路関連の現況>

・上志比地区の生活幹線道路は整備後数十年を経過したものが多く、老朽化による舗装の痛みなどが目立ち始めています。

・除雪を担う建設業者も担い手不足等から除雪機オペレーターを十分に確保できない状況となっています。

<公共交通関連の現況>

・本町における公共交通は、「えちぜん鉄道」、「路線バス」、「コミュニティバス」でそれぞれ定時に運行しています。少子高齢化の影響を受け、この10年間でえちぜん鉄道は約15%、コミュニティバスは約50%利用者数が減少となっています。

・コミュニティバスの利用者数減を受け、令和7年10月1日からデマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。

<道路関連の問題点>

・生活幹線道路の老朽化のほかにも地区に点在する生活道路は狭隘なものも多く、冬季や緊急自動車の通行など歩行者の安全確保を図らなければなりません。

・消雪設備の老朽化や劣化が進み、近年の豪雪時に通行困難に陥るなど対策が必要となっています。

<公共交通関連の問題点>

・朝夕の通勤・通学時間帯においては一定程度需要がある一方で、日中時間帯の利用数が大きく落ち込んでいます。コミュニティバスは、定時定路線であり、目的地までの移動に乗り継ぎを要求される公共交通は不便に感じられており、それらの要素を解決するため、デマンド型乗合タクシーの運行を開始しました。引き続き、利便性の高い公共交通を安価に運営できるように検討をする必要があります。

(2) その対策

<道路関連の対策>

・定期的な点検に基づき、老朽化した道路、橋梁、狭隘道路の拡幅など計画的な整備、補修、長寿命化等を進めていきます。

・近年の豪雪のような事態になっても、生活道路通行に支障が出ないように除雪等体制整備をさらに進めます。除雪車の更新、担い手不足の除雪業者への支援はもとより、老朽化した消雪設備等は道路と同じく定期的な点検により機能不全に陥らないよう事前に補修等を行います。

<公共交通関連の対策>

・通勤、通学利用者をはじめとする利用客の方々の移動利便性向上のため、えちぜん鉄道や路線バス等の維持支援を継続し、クルマ社会との共存を図ります。

・デマンド型乗合タクシーの運行を開始しましたが、乗車希望30分前の予約でサービスを受けられる「近助タクシー」の導入を上志比地区でも推進し、住民ニーズに沿った地域ならではの移動交通手段確立を図ります。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
過疎地域と その他の地	(1)市町村道			
	道路	・上志比地区道路橋梁整備事業	永平寺町	

域及び過疎 地域内を連 絡する交通 施設の整備 及び住民の 日常的な移 動のための 交通手段の 確保	(6)自動車等			
	自動車	・除雪車更新事業	永平寺町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業			
	公共交通	・コミュニティバス運行事業 ・えちぜん鉄道活性化連携協議会事業 ・えちぜん鉄道支援事業 ・高齢者運転免許自主返納支援事業 ・路線バス通学定期券補助事業 ・えちぜん鉄道利用促進通学定期券補助事業 ・デマンド型交通促進事業	永平寺町 団体 団体 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

<上水道及び下水道関連の現況>

・令和 6 年度末における本町上水道事業は、給水人口 17,499 人、普及率 99.8%となっており、町内のほぼ全戸に給水を行っています。そのうち、上志比地区は給水人口 2,658 人、普及率 99.2%となっています。昭和 38 年の給水開始以来 63 年を経過し、関連施設全般に老朽化が見られます。一方、農業集落排水事業は水洗化人口 2,651 人、水洗化率 98.9%となっており、平成 10 年の供用開始以来 28 年を経過し、上水道事業と同様に施設の老朽化が見られる現状となっています。

<廃棄物処理関連の現況>

・可燃ごみとして収集したものの中にリサイクル可能な紙製容器包装などが含まれている場合があります。また、本町における 1 人 1 日当たりのごみ排出量は下げ止まっています。
 ・日本国内におけるプラスチック生産量は約 1,000 万トンとも言われています。プラスチックの原料として石油を大量に消費し、その焼却処分には二酸化炭素が排出されるなど地球温暖化の助長要因となっています。

<防災関連の現況>

・町単独の消防本部を有しており、火災や救急患者の搬送など迅速かつ的確な活動を実施できる体制が整っています。また、消防団についても基本団員及び機能別団員で構成されており、水害、火災及び地震等の災害時に重要とされる初期活動に対する備えも有しています。

・災害発生時に命を守るための行動ができるよう「永平寺町防災の手引き」を令和 8 年 3 月に更新し全戸配布にて周知を図っています。

・小・中学生を対象とした防災教育を防災士の会、社会福祉協議会と行政が協働で実施しており、ハザードマップの内容説明や避難所での資機材の組立及び高齢者支援等の体験学習を行っています。

・令和 3 年より全地区を対象に、災害時に避難支援を必要とする避難行動要支援者一人ひとりの個別避難計画を作成しています。6 年度末までに 67 地区で取組み 339 名の計画を作成しました。今後も未作成者に丁寧な説明をしながら作成推進を図ると共に、作成者に対しても避難訓練や更新作業を行い実効性のある計画に努めていきます。

・近年の豪雨等により、上志比地区の河川において土砂等流出による被害が発生しています。

<上水道及び下水道関連の問題点>

・上水道事業における課題として、老朽管からの漏水が多くみられるようになり有収率が低下しています。直近 10 年間での当該数値は平成 29 年度に最も落ち込み、上志比地区で 64.3%、町全体でも 74.3%まで低下しました。管路の更新が必要な時期を迎えており、漏水調査と併せた施設等更新を進める事業全体での老朽化対策が課題となります。一方、農業集落排水事業においては、前述のとおり、処理施設を中心に老朽化が進行しており、機械設備や電気設備の更新が課題となっています。

<廃棄物処理関連の問題点>

・住民のリサイクル意識の向上を目的として、食べ残しや賞味・消費期限を迎えた未利用食品、過剰な野菜くずなど食品ロスの削減に向けた周知啓発を行う必要があります。また、ごみ分別の徹底に向けて周知強化も併せて行う必要があります。

・脱プラスチックに向けた国のプラスチック資源循環戦略に基づき、関係機関との連携を通じた取り組みにより更なる廃棄物排出抑制が求められています。

<防災関連の問題点>

・消防活動等災害に対応するために必要な車両、備品を含めた設備等は年々老朽化していくため、有事の際に使用できるよう維持管理したうえで、機能不全に陥らないよう順次更新する必要があります。

・人口減少、高齢化、核家族化の影響で空き家が増加しています。管理されていない物件は、倒壊など大きな事故に繋がる恐れがあるため、利活用を含めた適切な対策を講じていく必要があります。

・自然災害から町民の生命を守るため、地域においても防災訓練の実施や地区防災計画の作成等、更なる防災力強化に努める必要があります。

・災害時における関係機関との連携体制の強化及び避難所施設等の整備見直しを推進していく必要があります。

・豪雨等による河川の土砂等流出による人家被害を防止するための対策を推進しなければなりません。

(2) その対策

<上水道及び下水道関連の対策>

・平成30年度から毎年度継続的に漏水調査を実施し漏水箇所の補修工事を行った結果、令和6年度末では上志比地区で77.9%、町全体でも85.3%と向上しています。今後も継続して有収率向上に努めていきます。

・両事業とも令和2年度に策定した経営戦略の見直しを図るとともに、今後、当該戦略に沿って計画的な改修を進めていきます。上水道事業においては、施設及び設備単位での更新優先度を設定するために施設全般の耐震化を含めた老朽化対策を取りまとめたうえで前述の有収率対策として漏水調査も併せて継続していきます。農業集落排水事業においては、更新計画である最適整備構想を既に策定していることから、今後は処理施設の設備を中心に更新を進めていきます。

<廃棄物処理関連の対策>

・循環型社会の形成を目指し、これまで以上に周知啓発に注力し、食品ロス削減、ごみ分別等に向けて住民のリサイクル意識向上を図っていきます。あわせて、住民・事業者・町の三者が相互に連携を図りながら、それぞれが適切な役割を担って取り組む環境づくりを推進してまいります。

<防災関連の対策>

・各種災害に対応するため、避難所施設への空調設備の設置、災害用トイレや電力確保のための蓄電池・発電機の資機材整備、備蓄品購入等、また、消防関連の車両・設備等の更新を計画的に進めます。

・福祉避難所の強化を図るため、要配慮者の避難に適応した施設の整備促進と福祉避難所協議会を中心に避難所運営マニュアルの作成等、ハード・ソフト面の整備を計画的に進めます。

・自主防災組織、区長、民生委員、児童委員等による個別避難計画の作成や地区防災計画の策定促進を地域と町が協働で進めるとともに、防災訓練や防災講座等を通じて地域住民間の繋がりや連携を強化し、地域防災力をより向上させていきます。

・消防団の充実強化のため、引き続き消防団の装備の機能向上を進めるとともに、女性を含めた消防団員の確保と加入促進を図ります。併せて、機能別団員の役割に沿った団員確保も進め、防災関係機関と連携した活動により地域防災力向上に努めます。

・豪雨等による河川の土砂等災害を未然に防ぎ、被害を最小限に抑えるため、砂防えん堤整備、断面改良を進めていきます。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(1)水道施設			
	上水道	・上水道施設整備改修事業 ・上水道管漏水調査事業	永平寺町 永平寺町	

	(2)下水処理施設			
	農業集落排水施設	・農業集落排水施設整備改修事業	永平寺町	
	(5)消防施設	・消防装備（車両）等整備事業	永平寺町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			
	環境	・古紙回収奨励事業 ・一般廃棄物施設整備補助事業	永平寺町 永平寺町	
	防災・防犯	・防災対策事業 ・上志比地区砂防河川整備事業	永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

<子育て関連の現況>

・家庭の就労形態の変化により、保護者が求める教育・保育に対するニーズも多様化しています。全ての子どもへの健やかな成長を実現するために、就学前から切れ目のない質の高い教育や保育を受けることができる環境整備に取り組んでいます。具体的には、3～5 歳児の幼児教育内容の統合、小学校・中学校等との連携強化、保育時間の延長等の弾力化が挙げられます。

・放課後の居場所づくりとしてニーズが高まっている放課後児童クラブについては、小学校単位でクラブを開設し、共働きなど保護者が不在となる世帯を支援しています。

・発達に気がかりのある子どもや医療的ケア児、要保護児童、ひとり親家庭など、社会的な支援の必要が高い親子の健康確保を踏まえた支援をしています。

・子育てには保護者の健康も重要であり、妊娠期から出産期、新生児、乳幼児期及び学童期を通じて親子の健康確保を踏まえた支援をしています。

・上志比地区で子どもが遊べる場所が不足しており、地区外へでかける家庭が多くいます。

<高齢者等福祉関連の現況>

・本町の高齢化率は 30%を越えており、高齢者の一人暮らし、社会的孤立、身体の虚弱、認知症などの要因から支援を必要とする方が増えています。

・支援を必要としている方がいる一方で元気な高齢者も多く、社会の役に立ちたいという考えから様々な町づくりにも積極的に参加しています。

・本町の障害者手帳交付数は、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しており、身体障害

者手帳所持者数が減少しています。一方で、障害福祉サービスの利用者数は増加傾向にあります。

<健康づくり関連の現況>

- ・成人の医療費の利用状況としては、悪性新生物、高血圧症、狭心症や脂質異常症など生活習慣病の割合が高い状況にあります。
- ・つながりや支えあい、いのちを支える地域づくり推進のため、ゲートキーパー研修会やストレス相談会などを開催し、こころの健康づくりや自殺対策に取り組んでいます。

<子育て関連の問題点>

- ・入園児童数が減少している幼稚園・幼稚園の再編を検討するとともに、幼稚園・幼稚園におけるサービスを拡充するなど選択と集中を進め、教育・保育の充実を図る必要があります。
- ・放課後児童クラブについて、多様化するニーズに対してより柔軟に対応できるよう体制を構築し、教育・保育の量と質を共に向上していく必要があります。
- ・子どもの貧困、児童虐待、引きこもりや障がいなど社会的支援の必要性が高い子ども、家庭に対して、こども家庭センターをはじめとする関係機関が連携し、様々なケースに合わせた柔軟な相談体制を構築することで全ての子どもが健やかに成長できる環境づくりを促進する必要があります。
- ・親子の健康確保のため、妊娠期からの切れ目のない、親子の心と体の健康づくり支援施策を継続しつつ、家庭の状況に寄り添い、利用者の満足度をより向上するための事業の充実を図る必要があります。
- ・子どもの遊び場へ地区外に出かけなければならない家庭が多く、上志比地区内での整備が必要となっています。

<高齢者等福祉関連の問題点>

- ・高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方の増加が見込まれるため、生活環境やニーズに応じた生活支援が求められます。また、住み慣れた地域で最期まで安心して生活できるように介護、医療等を含めたサービスの充実とお互いに支え合える地域づくりが必要です。
- ・認知症になっても地域で安心して暮らせるように、認知症に関する知識の普及啓発や地域ぐるみでの見守り、認知症高齢者のご家族への支援が必要です。

<健康づくり関連の問題点>

- ・生活習慣病の改善に向けて、野菜摂取、減塩や運動など各世代に合わせた健康づくりを自ら実践できるように町全体として取り組める支援が必要です。また、がんや生活習慣病の早期発見・治療が可能となるよう健康診査及びがん検診受診率の向上を図る必要があります。
- ・睡眠不足や悩みごと等から不安を抱えている方が相談場所を知らず、孤独な状態に陥ることがないように、地域や関係機関と連携して町全体での支援を継続する必要があります。

(2) その対策

<子育て関連の対策>

- ・多様化する教育・保育ニーズ及びその量と質を的確に捉えたうえで、必要なサービスの提

供体制の充実を図るため、町内の幼稚園・幼稚園の再編を含め検討するなど、ニーズに対応した施設（認定こども園等整備事業）を整備します。また、幼稚園・幼稚園施設の改修等も施設長期保全・再生計画に基づき順次進めていきます。

- ・企業の働き方改革に伴いワークライフバランスが見直され、女性活躍の推進等も相まって子育てと仕事を両立できる環境整備の重要性は増しており、放課後児童クラブ等子ども達の居場所の確保により努めていきます。

- ・発達に気がかりのある子ども、医療的ケア児、要保護児童、ひとり親家庭などに対し、関係機関が連携して専門的な支援を提供します。

- ・妊娠、出産から成長まで長期間に渡る子育て支援として、特定不妊治療助成、妊婦のための支援給付、妊産婦・乳幼児健康診査、乳幼児育児相談、子ども医療費助成などを通じて子育て世代家庭の心理的・経済的負担を軽減します。

- ・ひとり親家庭の経済的負担軽減や就学支援を図るため、電車・バスを利用して通学されている学生に対し、通学定期券等購入について支援します。

- ・上志比地区内での子どもの遊び場不足を解消するため、公園整備を推進していきます。

<高齢者等福祉関連の対策>

- ・介護が必要な状態となっても地域で暮らし続けることができるように、町立在宅訪問診療所やかかりつけ医、介護保険サービス、在宅福祉サービスなど医療と介護が切れ目なく提供できるようより連携を深めていきます。

- ・認知症検診や認知症カフェの増設等により認知症の早期対応や認知症高齢者のご家族への支援をしていきます。

- ・元気な高齢者の方には地域のリーダーとして見守り・声かけ活動など地域の支え合い活動を推進してもらいつつ、民生委員等が各種相談の一次窓口となり、必要とされる支援につながるよう連携していきます。

- ・障害のある方やその家族の相談は幅広く応じる基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施します。

- ・障がいの有無に関わらず、お互いが尊重し合い支え合いながらともに暮らすため、障がいのある方に関する正しい理解を促進し、日常的に交流する機会を創出する機会を継続して行っていきます。

- ・障がいのある方が地域で自立した生活を送れるよう社会交流の場として地域活動支援センターを設置し、創作活動や軽作業など生産活動の機会を提供しながら社会とのつながりや人との交流を広げる支援をしていきます。また、障がいサービスを活用し、雇用・就業への支援、相談を行います。

<健康づくり関連の対策>

- ・生活習慣病の改善のためには、野菜摂取、減塩、定期的な運動が効果的であることから、栄養士等専門職や地域の推進員と協力し、その実践を継続できるよう支援していきます。

- ・心理的、社会的なものから生活上の問題など様々な問題を抱えた人に対して、その様子を迅速に気付き、専門機関と連携して支援ができるよう、ゲートキーパーの役割や重要性を周

知し育成を進めます。

(3) 計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名) 区分	事業内容	事業主体	備考
子育て環境 の確保並び に高齢者等 の保健及び 福祉の向上 及び増進	(1)児童福祉施設	・ 幼稚園改修事業	永平寺町	
	(2)認定こども園	・ 認定こども園等整備事業	民間事業者	
	(3)高齢者福祉施設		永平寺町	
	高齢者生活福祉センター	・ やすらぎの郷改修事業	永平寺町	
	(8)過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	・ 放課後児童クラブ運営事業 ・ 放課後子ども教室事業 ・ 妊産婦・乳幼児健康診査事業 ・ 子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・ 通学定期券購入補助事業(ひとり親家庭) ・ 特定不妊治療助成事業 ・ 妊婦のための支援給付事業 ・ 上志比地区公園整備事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	高齢者・障がい者福祉	・ 外出支援サービス事業 ・ 配食サービス事業 ・ 高齢者すこやか介護用品補助事業 ・ 寝具洗濯乾燥消毒事業 ・ 軽度生活支援事業 ・ 緊急通報装置貸与事業 ・ 社会福祉協議会活動補助事業 ・ シルバー人材センター助成事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体 団体	
	健康づくり	・ 健康診査、がん検診、健康相談事業 【再掲】・ 永平寺温泉禅の里改修事業	永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理す

ることや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

<医療関連の現況>

・近隣には大病院もあり医療に恵まれた環境とも言えますが、在宅生活を継続するための医療としてはリソースが不足しており、地域包括ケアシステム構築の一環として町立在宅訪問診療所を開設し訪問診療や訪問看護を実施しています。

<医療関連の問題点>

・住み慣れた自宅での継続的な診療を受けられるよう環境整備は行いましたが、住民が必要とする医療サービスは幅広く、診療所のみで全て課題を解決できるわけではありません。地域の医療機関とも連携した地域包括システムの構築が重要です。

(2) その対策

<医療関連の対策>

・研究機関である福井大学医学部附属病院と日常の医療を提供してくれる地域の医療機関、両者を住民に理解してもらい、必要な医療サービスを適切に受けられるよう普及啓発をさらに続けていきます。

・将来の地域医療を担う医師や看護師の育成ができるよう、町立在宅訪問診療所を活用した育成環境を継続していきます。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設			
	診療所	・永平寺町立在宅訪問診療所施設整備事業	永平寺町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業			
	自治体病院	・永平寺町立在宅訪問診療所指定管理事業	永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成29年3月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

<学校教育関連の現況>

・豊かな心の育成として、「校門での礼」、「無言清掃」など学校活動全体を通して、「礼の心」を重んじた道徳教育を進める一方、上志比地区の人、歴史、文化、伝統、産業など様々な要素を学ぶ機会を設けています。

・職場体験やふるさと学習など、実社会とつながる探究的な学びを体系的に組み込み、思考力・判断力・表現力の育成に寄与しています。授業内外での協働的な学びやICTの活用により主体的・対話的で深い学びが実現され、確かな学力が育成されています。

・家庭・地域・専門機関等の連携に向けて、児童・生徒、保護者、教職員へのアンケートを通して、いじめ・不登校の未然防止や安心して通うことができる学校づくりに努めています。また、子どもたちの年齢に応じた図書の提供と地域の人による読み聞かせボランティアを実施しています。

<生涯学習、集会施設等の現況>

・行動様式の変化や価値観の多様化が進む中、地域の連帯感が希薄になっており、自治会、公民館、町の行事等に関心な人が多くなっています。特に、公民館は地域住民にとっても一番身近な拠点であり、活気あふれる地域づくりのために様々な対策を講じています。

・少子化の影響により、スポーツ少年団から成人のスポーツ活動まで全般的に制約を受けており、ライフスタイルの変化も相まってスポーツに対するニーズが多様化しています。

・公民館や体育施設の老朽化が進んでいます。

<学校教育関連の問題点>

・上志比地区は、地区内に小・中学校が各1校のみでさらに各学年1学級による構成のため、9年間クラス替えもなく、人間関係が広がりにくい環境となっています。

・小・中学校の施設は老朽化が進み、継続的な整備と改修が必要となっています。また、バリアフリー整備も十分に行えていません。

・「地域の子どもは地域で育てる」の意識のもと、地域の見守り隊や地域のかけ込み所の確保、放課後児童クラブの適切な職員配置など子どもたちに対する安全で安心な居場所を確保していく一方で、地域等との連携をより深め、地域住民を講師とした様々な体験活動を実施することで豊かな学校生活の実現を図らねばなりません。

<生涯学習、集会施設等の問題点>

・これまで公民館を利用してきた団体は固定化の傾向にあり、高齢化の影響から団体の存続が危ぶまれています。新たな担い手となる若い世代の参加が必要となっています。

・少子化の影響からスポーツ少年団の団数及び団員数も減少傾向にあります。

(2) その対策

<学校教育関連の対策>

・永平寺町学校のあり方検討委員会による「永平寺町内小・中学校のこれからのあり方について」答申においては、全学年でのクラス替えが可能となるよう、また、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成可能となるよう1学年2学級以上等が望ましいとされています。今後、町の状況や児童生徒数の推移等を踏まえ、保護者や学校との協議、検討を重ね

ていきます。

・小・中学校における整備として、外壁並びに屋上部分の老朽化に伴う防水能力の復旧が主なものとして挙げられます。小学校においては、体育館屋根・外壁の塗装改修等に今後取り組みます。また、中学校においても、校舎・ランチルーム棟防水、外壁塗装、クラック改修等継続的に取り組みます。

・地域に広がる田園を活用した農業体験や永平寺に縁のある寺院における座禅体験など地域特性を活かした課外授業を設けることで、「礼の心」、ふるさとへの誇りと愛着など豊かな心を持つ人材を育みます。

<生涯学習、集会施設等の問題点>

・誰もが気軽に集い、地域住民主体による自由な学習や地域づくりが円滑に行われるような環境を社会教育主事など専門的な職員が支援していきます。

・年齢を問わず気軽に参加できるスポーツイベントの充実、町スポーツ協会など団体活動が活発となるよう様々な形で支援していきます。

・施設を適正に維持管理し、利用者に快適に利用いただける環境を整備します。

(3) 計画 (令和8年度～令和12年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名) 区分	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	・ 学校施設整備事業 ・ 学校施設管理事業 【再掲】・ 学校情報機器整備事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	(3) 集会施設、体育施設等			
	公民館	・ 上志比公民館維持改修事業	永平寺町	
	体育施設	・ 健康福祉スポーツ施設ニッキー体育館維持改修事業 ・ 上志比グラウンド維持改修事業 ・ 上志比農村公園維持改修事業 ・ 上志比人希の里公園維持改修事業 ・ 中島河川公園維持改修事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	【再掲】・ 地域と進める体験推進事業 【再掲】・ 特色ある学校づくり推進事業 ・ 学校給食費無償化事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町	

	生涯学習・スポーツ	・公民館活動補助、公民館サークル活動補助 ・地域スポーツ活動補助事業 【再掲】・福井県電子申請事業 【再掲】・まちづくり推進事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
--	-----------	---	------------------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

<集落整備関連の現況>

・地域における様々な団体は、高齢化や担い手の減少により活動力が低下し、存続の危機的状況にあります。

・地区振興会を中心として地域の課題解決に向けた話し合いが行われており、町もそういった住民同士の交流を支援しています。

<集落整備関連の問題点>

・人口減少等により社会奉仕活動や伝統行事等地域活動の継続が困難な地域が増加しているため、地域の活動支援を図る必要があります。

(2) その対策

<集落整備関連の対策>

・地区振興会を中心として住民、団体が協働して地域の魅力を発揮できる体制づくりや課題解決に向けての検討など、様々な世代が交流できる事業を支援していきます。

(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	・上志比地区振興連絡協議会 ・地域づくり応援事業 ・わがまち夢プラン育成支援事業 【再掲】・地域づくり推進事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画において、該当する施設はありませんが、施設の新設等が必要な場合は公共施設等総合管理計画との整合を図ります。

1.1 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

<地域文化振興関連の現況>

・観光ボランティアガイドの会によるガイドブック発刊、公民館における歴史講座等により郷土の歴史、文化及び文化財を地域の魅力として利活用しようとする機運が高まっています。一方で、伝統文化の担い手や文化財管理者が減少しており、保存継承が困難になりつつあります。

・文化会館において住民による活動発表会が開かれるほか、町が主催で文化振興事業を開催しています。また、町内外の講師を招いたワークショップを開催し、地域住民と講師が触れ合える機会を提供しています。

・上志比文化会館サンサンホールは建築後 33 年を経過しており、老朽化が進んでいます。

<地域文化振興関連の問題点>

・地域の歴史や文化に触れる機会が少ないことから、伝統文化の継承や文化財の維持管理等の担い手が不足しつつあり、担い手不足解消の取り組みが必要となります。

・文化芸術活動を通して住民が相互に交流するためにも、文化芸術に触れる機会の充実が必要です。そのためにも利用者が快適に利用できるよう文化会館を改修し、住民による作品発表の場として整備することが必要となります。

(2) その対策

<地域文化振興関連の対策>

・国、県及び町指定の文化財等を良好な状態のまま後世に伝えるために、文化財所有者や管理者の方々の負担軽減を図ります。そういった文化財への興味を持ってもらうためにも文化財講座や展示を行い、住民が知る機会をさらに増やします。

・文化会館を適正に維持管理し、利用者が快適に利用できる環境に努めます。また、町内の施設を拠点にした音楽サークルの立ち上げや芸術家が町内に滞在し実施するワークショップや展示会など、より多くの住民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

(3) 計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	・上志比文化会館サンサンホール維持改修事業	永平寺町	
	(2)過疎地域持続的			

	発展特別事業			
	地域文化振興	・文化振興事業	永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

1.2 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

<再生可能エネルギー関連の現況>

・再生可能エネルギー推進という観点から、本町の施設においても木質バイオマスボイラー（上志比文化会館サンサンホール）、太陽光発電設備（上志比小・中学校）、次世代自動車充電設備（道の駅禅の里）等の整備を進めてきました。国は2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、実現に向けた取り組みがさらに加速していくと想定されます。

<再生可能エネルギー関連の問題点>

・国の脱炭素社会の実現に向けた取り組みに沿って、本町においても脱炭素社会の実現に向けた取り組みがさらに必要となります。また、そのためには今後も再生可能エネルギーを活用した「自然環境と人間とが共生できる社会」の実現に向けた取り組みや自然環境全般に対する住民意識の高まりが必要となります。

(2) その対策

<再生可能エネルギー関連の対策>

・関係機関と連携し、エコライフの普及啓発や定着を促進し、公共施設での脱炭素化に向けて環境基本計画を見直したうえで、省エネルギー設備性能向上や再生エネルギー設備の導入を施設改修時に合わせて検討していきます。

(3) 計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名） 区分	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設	【再掲】・道の駅施設改修事業 【再掲】・永平寺温泉禅の里改修事業 【再掲】・幼稚園改修事業 【再掲】・やすらぎの郷改修事業 【再掲】・永平寺町立在宅訪問診療所施設整備事業 【再掲】・学校施設整備事業 【再掲】・上志比公民館維持改修事業 【再掲】・健康福祉スポーツ施設ニンキー体育館維持改修事業 【再掲】・上志比グラウンド維持改修事業 【再掲】・上志比文化会館サンサンホール維持改修事業	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	

	(2)過疎地域持続的 発展特別事業			
	再生可能エネ ルギー利用	・脱炭素社会宣言 ・地域の省エネルギー推進	永平寺町 永平寺町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

平成 29 年 3 月に策定した永平寺町公共施設等総合管理計画の基本姿勢である、「公共施設の果たす役割の明確化」、「公共施設総量の削減」、「適切な維持管理・マネジメントの実施」、「財源確保・コスト圧縮」と整合性を図りながら、公共施設を最適な状態で維持管理することや今後の施設更新・統廃合や機能見直しを進めていきます。

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住及び定住並びに 地域間交流の促進並 びに人材の育成	移住・定住	<ul style="list-style-type: none"> ・地域おこし協力隊事業 ・宅地開発事業 ・移住定住促進事業 ・住宅支援事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり推進事業 	永平寺町	
	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と進める体験推進事業 ・特色ある学校づくり推進事業 	永平寺町 永平寺町	
農林水産業、商工 業、情報通信産業そ の他の産業の振興及 び観光の開発	第1次産業	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣対策事業 ・米需給調整円滑化推進事業 ・農業振興事業 ・担い手育成事業 ・中山間地域等直接支払制度事業 ・中山間農業集落支援事業 ・林業振興事業 ・水産振興事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	商工業・6 次産業化	<ul style="list-style-type: none"> ・労働・雇用対策事業 ・経済産業活性化事業 ・創業支援、事業継承サポート事業 ・空き家空き店舗を活用した創業支援事業 ・商工会運営補助事業 ・上志比職人組合補助事業 ・チャレンジ企業支援事業 ・町内事業者利子補給事業 ・道の駅運営管理事業 ・地域産品ブランド化促進事業 ・ブランド戦略推進委員会補助事業 ・永平寺町繊維協会補助事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体 団体 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体	

	観光	<ul style="list-style-type: none"> ・観光情報発信事業 ・観光物産協会運営補助事業 ・イベント補助事業 ・観光パンフレット作成事業 ・観光ボランティア活動補助事業 ・地域資源活用補助事業 ・禅文化のまちづくり、域内連携事業 ・周遊滞在型観光推進事業 ・永平寺町魅力情報発信施設えい坊館運営管理事業 ・観光賑わい創出事業補助事業 	永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町 団体 永平寺町	
	企業誘致	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致促進事業 	永平寺町	
情報化に関する事項	情報化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政チャンネル放送事業 	永平寺町	
	デジタル技術活用	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内ネットワーク事業 ・福井県電子申請事業 ・情報推進事務所経費 ・学校情報機器整備事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保	公共交通	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス運行事業 ・えちぜん鉄道活性化連携協議会事業 ・えちぜん鉄道支援事業 ・高齢者運転免許自主返納支援事業 ・路線バス通学定期券補助事業 ・えちぜん鉄道利用促進通学定期券補助事業 ・デマンド型交通促進事業 	永平寺町 団体 団体 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
生活環境の整備	環境	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙回収奨励事業 ・一般廃棄物施設整備補助事業 	永平寺町 永平寺町	
	防災・防犯	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策事業 ・上志比地区砂防河川整備事業 	永平寺町 永平寺町	
子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ運営事業 ・放課後子ども教室事業 ・妊産婦・乳幼児健康診査事業 ・子ども医療費・ひとり親家庭等医療費助成事業 ・通学定期券購入補助事業（ひとり親家庭） ・特定不妊治療助成事業 ・妊婦のための支援給付事業 ・上志比地区公園整備事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	

	高齢者・障がい者福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・外出支援サービス事業 ・配食サービス事業 ・高齢者すこやか介護用品補助事業 ・寝具洗濯乾燥消毒事業 ・軽度生活支援事業 ・緊急通報装置貸与事業 ・社会福祉協議会活動補助事業 ・シルバー人材センター助成事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町 団体 団体	
	健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、がん検診、健康相談事業 ・永平寺温泉禅の里改修事業 	永平寺町 永平寺町	
医療の確保	自治体病院	<ul style="list-style-type: none"> ・永平寺町立在宅訪問診療所指定管理事業 	永平寺町	
教育の振興	義務教育	<ul style="list-style-type: none"> 【再掲】・地域と進める体験推進事業 【再掲】・特色ある学校づくり推進事業 ・学校給食費無償化事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町	
	生涯学習・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館活動補助、公民館サークル活動補助 ・地域スポーツ活動補助事業 ・福井県電子申請事業 ・まちづくり推進事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
集落の整備	集落整備	<ul style="list-style-type: none"> ・上志比地区振興連絡協議会 ・地域づくり応援事業 ・わがまち夢プラン育成支援事業 ・地域づくり推進事業 	永平寺町 永平寺町 永平寺町 永平寺町	
地域文化の振興等	地域文化振興	<ul style="list-style-type: none"> ・文化振興事業 	永平寺町	
再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会宣言 ・地域の省エネルギー推進 	永平寺町 永平寺町	